

財政援助団体監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定による監査として、財政援助団体に係る令和6年度会計分について実施した。

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体監査

2 監査の対象

財政援助団体 社会福祉法人 東庄町社会福祉協議会
所 管 課 東庄町健康福祉課

3 監査の着眼点

令和6年度に東庄町が交付した補助金等の交付の目的に沿って適正に事業がおこなわれているか、また、補助金に係る出納、その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

4 監査の実施内容

監査を実施するにあたり、必要な資料の提出を求め、関係職員等から説明聴取を実施し、質疑、資料等の検査を慎重に行った。

5 監査実施日及び実施場所

令和7年10月20日 東庄町オーシャンプラザ ホームヘルパー研修室

6 監査の結果

関係書類の確認及び関係職員等からの説明により監査した結果、概ね適正に執行されており、内容も正当なものと認められた。

住民目線で多種の福祉事業を行い、デマンドタクシーやファミリーサポートセンターなど町からの委託事業を限られた職員で確実に実施していることを大いに評価したい。しかし、近年の多様化する時代の中で、募金や会費への考え方、人口減少や高齢化に伴う地域自治会への加入者減少等により、会費の減収も想定される。社会福祉協議会の役割や事業内容についてより多くの方に理解を得られるよう広報紙などを活用して周知し、今後も運営への町民支援を確保されたい。

当協議会の特性を活かして町補助金の依存を高めることなく、町民から徴収された税金その他貴重な財源が町補助金であることを踏まえ、今後も健全な運営を継続されたい。

令和8年3月25日

東庄町監査委員 平山 茂
東庄町監査委員 鈴木 正昭

財政援助団体監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定による監査として、財政援助団体に係る令和6年度会計分について実施した。

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体監査

2 監査の対象

財政援助団体 一般社団法人 東庄町シルバー人材センター
所 管 課 東庄町健康福祉課

3 監査の着眼点

令和6年度に東庄町が交付した補助金等の交付の目的に沿って適正に事業がおこなわれているか、また、補助金に係る出納、その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

4 監査の実施内容

監査を実施するにあたり、必要な資料の提出を求め、関係職員等から説明聴取を実施し、質疑、資料等の検査を慎重に行った。

5 監査実施日及び実施場所

令和7年10月20日 東庄町オーシャンプラザ ホームヘルパー研修室

6 監査の結果

関係書類の確認及び関係職員等からの説明により監査した結果、概ね適正に執行されており、内容も正当なものと認められた。

物価高騰や令和2年度から続いたコロナ禍の影響により、会員数や契約額が減少するなどの影響がみられたが、会員確保のためパンフレットの作成や入会説明会を実施するなど普及啓発活動を行い、会員の確保に努めていることを評価したい。安全・適正就業の推進として、高齢者である会員の安全確保や健康管理には今後も十分配慮し、研修等を活用して安全管理の重要性や意識・知識の向上を維持継続されたい。

退職年齢の引上げや働き方改革により、会員の確保は容易ではないと思われるが、就業機会の確保と地域社会に活力を生み出す事業であることから、引き続き、誠実な運営を遂行されたい。

令和8年3月25日

東庄町監査委員 平山 茂
東庄町監査委員 鈴木 正昭

財政援助団体監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定による監査として、財政援助団体に係る令和6年度会計分について実施した。

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体監査

2 監査の対象

財政援助団体 東庄町商工会
所 管 課 東庄町まちづくり課

3 監査の着眼点

令和6年度に東庄町が交付した補助金等の交付の目的に沿って適正に事業がおこなわれているか、また、補助金に係る出納、その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

4 監査の実施内容

監査を実施するにあたり、必要な資料の提出を求め、関係職員等から説明聴取を実施し、質疑、資料等の検査を慎重に行った。

5 監査実施日及び実施場所

令和7年11月20日 東庄町役場 議員控室

6 監査の結果

関係書類の確認及び関係職員等からの説明等により監査した結果、概ね適正に執行されており、内容も正当なものと認められた。

混迷が続く世界情勢によりエネルギー、原材料、コメ価格など物価高騰の中、観光需要が厳しい地域では十分な価格転嫁が進まない状況が続いており、中小企業事業主は難しい経営を迫られていると思慮される。商工会としては、地域振興事業、町から委託されたクーポン事業の換金業務、各種制度変更に伴う事業者への対応や販路拡大等の相談指導の窓口として、着実に事業を実施されている。活力を感じられるイベントなど民間実施事業の支援などにより、今後も更なる地域活性化への貢献に期待したい。

補助金が町民から徴収された税金その他貴重な財源で賄われているものであることに留意し、補助金等の目的に従って誠実に事業を遂行するよう引き続き努められたい。

令和8年3月25日

東庄町監査委員 平山 茂
東庄町監査委員 鈴木 正昭

財政援助団体監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定による監査として、財政援助団体に係る令和6年度会計分について実施した。

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体監査

2 監査の対象

財政援助団体 東庄町観光協会
所 管 課 東庄町まちづくり課

3 監査の着眼点

令和6年度に東庄町が交付した補助金等の交付の目的に沿って適正に事業がおこなわれているか、また、補助金に係る出納、その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

4 監査の実施内容

監査を実施するにあたり、必要な資料の提出を求め、関係職員等から説明聴取を実施し、質疑、資料等の検査を慎重に行った。

5 監査実施日及び実施場所

令和7年11月20日 東庄町役場 議員控室

6 監査の結果

関係書類の確認及び関係職員等からの説明により監査した結果、概ね適正に執行されており、内容も正当なものと認められた。

令和6年度は、コロナ禍以前に事業実施が回復しつつも予定通り実行出来ない部分も見られた。しかしながら、令和7年度には町制施行70周年を記念した新規事業を企画・後援するなど、地域活性化のため新たな賑わいの場を創出したことを評価したい。引き続き町の観光資源を活かした活動を継続されたい。

なお、補助金が町民から徴収された税金その他貴重な財源で賄われているものであることに留意し、補助金等の目的に従って誠実に事業を遂行するよう、今後も努められたい。

令和8年3月25日

東庄町監査委員 平山 茂
東庄町監査委員 鈴木 正昭

財政援助団体監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定による監査として、財政援助団体に係る令和6年度会計分について実施した。

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体監査

2 監査の対象

財政援助団体 東庄町農村ふれあい塾
所 管 課 東庄町まちづくり課

3 監査の着眼点

令和6年度に東庄町が交付した補助金等の交付の目的に沿って適正に事業がおこなわれているか、また、補助金に係る出納、その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

4 監査の実施内容

監査を実施するにあたり、必要な資料の提出を求め、関係職員等から説明聴取を実施し、質疑、資料等の検査を慎重に行った。

5 監査実施日及び実施場所

令和7年11月20日 東庄町役場 議員控室

6 監査の結果

関係書類の確認及び関係職員等からの説明により監査した結果、概ね適正に執行されており、内容も概ね正当なものと認められた。

活動事業としては、イベントが安定的に開催されており、物産販路拡大事業としては、ポスターやラジオを活用して着実なPRを実行している。事業拠点となっているふれあいセンターの敷地に植栽されたシバザクラは好評で、町外からの来場者も増加し事業展開に貢献している。地域素材を活かし、塾員の知恵と創意工夫により農業振興に向けた更なる交流の場の充実、農業後継者不足の解消、事業進展に期待するものである。

なお、今後も補助金が町民から徴収された税金その他貴重な財源で賄われているものであることに留意し、補助金等の目的に従って誠実に事業を遂行するよう努められたい。

令和8年3月25日

東庄町監査委員 平山 茂
東庄町監査委員 鈴木 正昭